

令和 8 年度庄内下水処理場及びポンプ場
排出物質測定業務

特 記 仕 様 書

豊中市上下水道局
下水道施設課

第1条 一般事項

本特記仕様書は、令和8年度庄内下水処理場及びポンプ場排出物質測定業務に適用する。

第2条 委託概要

本委託は、庄内下水処理場及びポンプ場から排出される排水等の測定を水質汚濁防止法等、脱水汚泥の測定を廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、洗浄沈砂の測定を土壤汚染対策法等、悪臭物質の測定を悪臭防止法等の関係法令に基づいて行うものである。

第3条 対象施設（別紙4参照）

- ・庄内下水処理場（豊中市大島町3丁目9番1号）
- ・桜井谷ポンプ場（豊中市桜の町2丁目9番1号）
- ・新免ポンプ場（豊中市本町9丁目248番地）
- ・熊野田南中継ポンプ室（豊中市西泉丘2丁目2432番地の2）

第4条 測定内容

1. 排水等の測定項目、測定箇所及び測定月は、別紙1のとおりとする。
2. 脱水汚泥及び洗浄沈砂の測定項目及び測定月は、別紙2のとおりとする。
3. 臭気物質の測定項目、測定箇所及び測定月は、別紙3のとおりとする。
測定箇所詳細は、別紙5および別紙6のとおりとする。
4. 定量下限値は、別紙7のとおりとする。

試料採取は晴天日に行うこと。

ダイオキシン類と臭気物質には定量下限値を設定しないが、法の基準値と比較できるようにすること。

なお、設定した定量下限値を達成できない場合は、それが判明した時点で発注者に申し出ることとし、発注者と受注者で協議することとする。

第5条 測定結果の報告

1. 受注者は、測定が完了次第、測定値の速報を提出すること。
速報は、計量証明書もしくは測定結果報告書(以下、報告書)の写しで行うこと。
2. 受注者は、報告書を製本し、9月測定分までを令和8年10月31日までに、それ以降の測定分を令和9年3月12日までに各2部提出すること。
3. 排水等、脱水汚泥及び洗浄沈砂の測定結果には、計量証明書とともにバックデータ（分析チャート、野帳等）を提出すること。
臭気物質の測定結果には、測定方法、データ、計算式を添付し、測定日、気象条件、測定者を記載すること。
4. 写真は、測定、分析状況をネガもしくは電子データとともに整理し、2部提出すること。
5. 速報及び報告書には、計量方法と基準値、定量下限値、検出下限値を記載すること。
6. 報告書には、測定結果に対する考察を記載すること。

第6条 一括再委託等の禁止

契約書第10条第1項にかかる、再委託できない主たる部分は以下のとおりとする。

また、第2項の再委託できない指定部分、及び第3項の承諾を要しない再委託可能な軽微な部分は以下のとおりとする。

【主たる部分】

本業務の総括管理、工程の管理

【指定部分】

—

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第7条 その他

1. 本委託は、環境計量士により行うこと。
2. 別紙1に関する排水水等の採水、別紙2に関する脱水汚泥及び洗浄沈砂の採取は発注者が行い、受注者があらかじめ用意した容器に保管する。
3. 発注者は、当月の検体引き渡し可能日を前月に受注者に連絡する。
なお、天候等の影響により日程変更が生じる場合は、発注者が受注者に連絡をする。
4. 臭気物質の採取は、排水水も含め受注者が行う。
また、測定箇所、測定時期及び電源の位置等は、事前に監督職員と打合せすること。
なお、敷地境界付近には電源がないため、受注者が電源を用意すること。
5. 検体の引き渡しは、受注者が来場して受け取るか、郵送するものとする。
なお、梱包用の箱等の検体引き渡しに必要なものの準備や費用は、受注者が負担する。
6. 測定は、水質汚濁防止法や悪臭防止法等の関係法令で定められた方法で行うこと。
7. ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定は、それぞれ「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）付表9及びJIS K0102-4 6.2.5に掲げる方法で行うこと。
8. 洗浄沈砂の熱灼減量及び含水率の測定は、厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達の別紙2のII（昭和52年11月4日環整第95号）に掲げる方法で行うこと。
油分の測定について、有姿試料は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示64号）に掲げる方法で行うこと。
溶出液の作製は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）付表に掲げる方法によること。
測定は、土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第18号）に掲げる方法で行うこと。
なお、検体引渡し時の性状は、沈砂（固形物）である。
9. 脱水汚泥溶出液の作製及び測定は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）に掲げる方法で行うこと。
なお、検体引渡し時の性状は、脱水汚泥（固形物）である。
10. ダイオキシン類の測定は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日厚生省告示192号）に掲げる方法で行うこと。
なお、検体引渡し時の性状は、脱水汚泥（固形物）である。

- 1 1. 仕様書に記載のない事項でも、業務実施に必要な事項は、受注者の責任で実施すること。
- 1 2. その他記載のない事項は、発注者と受注者で協議して定めることとする。

(別紙 1) 排水等の測定項目、測定箇所及び測定月

庄内下水処理場

番号	項目等	流入水		放流水		検体数
		6～7 月	12 月	6～7 月	12 月	
-	測定月					-
1	有機りん化合物	1	1	1	1	4
2	ポリ塩化ビフェニル	1	1	1	1	4
3	チウラム	1	1	1	1	4
4	シマジン	1	1	1	1	4
5	チオベンカルブ	1	1	1	1	4
6	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	1	1	1	1	4
7	ノニルフェノール	1	1	1	1	4
8	アルキル水銀化合物	1	1	1	1	4
	計	8	8	8	8	32

※試料採取は発注者が行い、受注者に引き渡すこととする。

(別紙2) 脱水汚泥及び洗浄沈砂の測定項目、測定箇所及び測定月

庄内下水処理場

番号	項目等	脱水汚泥	検体数	備考
	測定月	9 月	-	-
1	ダイオキシン類	1	1	固形物
2	溶出液作製	1	1	
3	有機りん化合物	1	1	溶出液
4	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1	1	
5	トリクロロエチレン	1	1	
6	テトラクロロエチレン	1	1	
7	ジクロロメタン	1	1	
8	四塩化炭素	1	1	
9	1,2-ジクロロエタン	1	1	
10	1,1-ジクロロエチレン	1	1	
11	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	
12	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	
13	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	
14	1,3-ジクロロプロペン	1	1	
15	ベンゼン	1	1	
16	1,4-ジオキサン	1	1	
17	チウラム	1	1	
18	シマジン	1	1	
19	チオベンカルブ	1	1	
20	アルキル水銀化合物	1	1	
21	水銀又はその化合物	1	1	
22	カドミウム又はその化合物	1	1	
23	鉛又はその化合物	1	1	
24	六価クロム化合物	1	1	
25	ヒ素又はその化合物	1	1	
26	セレン又はその化合物	1	1	
27	シアン化合物	1	1	
	計	27	27	

番号	項目等	洗浄沈砂	検体数	備考
	測定月	12 月	-	-
1	熱灼減量	1	1	固形物
2	含水率	1	1	
3	油分（ノルマルヘキサン抽出物）	1	1	
4	溶出液作製	1	1	
5	有機りん化合物	1	1	溶出液
6	ポリ塩化ビフェニル	1	1	
7	トリクロロエチレン	1	1	
8	テトラクロロエチレン	1	1	
9	ジクロロメタン	1	1	
10	四塩化炭素	1	1	
11	1,2-ジクロロエタン	1	1	
12	1,1-ジクロロエチレン	1	1	
13	1,2-ジクロロエチレン	1	1	
14	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	
15	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	
16	1,3-ジクロロプロペン	1	1	
17	ベンゼン	1	1	
18	チウラム	1	1	
19	シマジン	1	1	
20	チオベンカルブ	1	1	
21	クロロエチレン	1	1	
22	アルキル水銀化合物	1	1	
23	水銀及びその化合物	1	1	
24	カドミウム及びその化合物	1	1	
25	鉛及びその化合物	1	1	
26	六価クロム化合物	1	1	
27	ヒ素及びその化合物	1	1	
28	セレン及びその化合物	1	1	
29	シアン化合物	1	1	
	計	29	29	

(別紙3) 臭気物質の測定項目、測定箇所及び測定月

庄内下水処理場

項目	1号 規制	2号 規制	3号 規制	A1 ^{*1}	B1 ^{*1}	C ^{*1}	D1 ^{*1}	D3 ^{*1}	敷地境界 ^{*2}	排水水	検体数
ガス量 (組成等必要項目含む)				1	1	1	1	1			5
アンモニア	○	○		1	1	1	1	1	1		6
メチルメルカプタン	○		○	1	1	1	1	1	1	1	7
硫化水素	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	7
硫化メチル	○		○	1	1	1	1	1	1	1	7
二硫化メチル	○		○	1	1	1	1	1	1	1	7
臭気指数						1		1	1	1	4
スチレン	○								1		1
キシレン	○	○				1		1	1		3
プロピオン酸	○								1		1
ノルマル酪酸	○								1		1
ノルマル吉草酸	○								1		1
イソ吉草酸	○								1		1
計				6	6	8	6	8	12	5	51

測定月：8月または9月の晴天日（年1回）

*1) 測定箇所 A1～D3 の詳細は別紙 6 参照

*2) 敷地境界付近には電源がないため、受注者が電源を用意すること。

桜井谷ポンプ場、新免ポンプ場

項目	1号 規制	2号 規制	排出口 ^{*1}	敷地境界 ^{*2}	検体数
ガス量（組成等必要項目含む）			各1		2
アンモニア		○	各1		2
硫化水素		○	各1		2
計			6		6

熊野田南中継ポンプ室

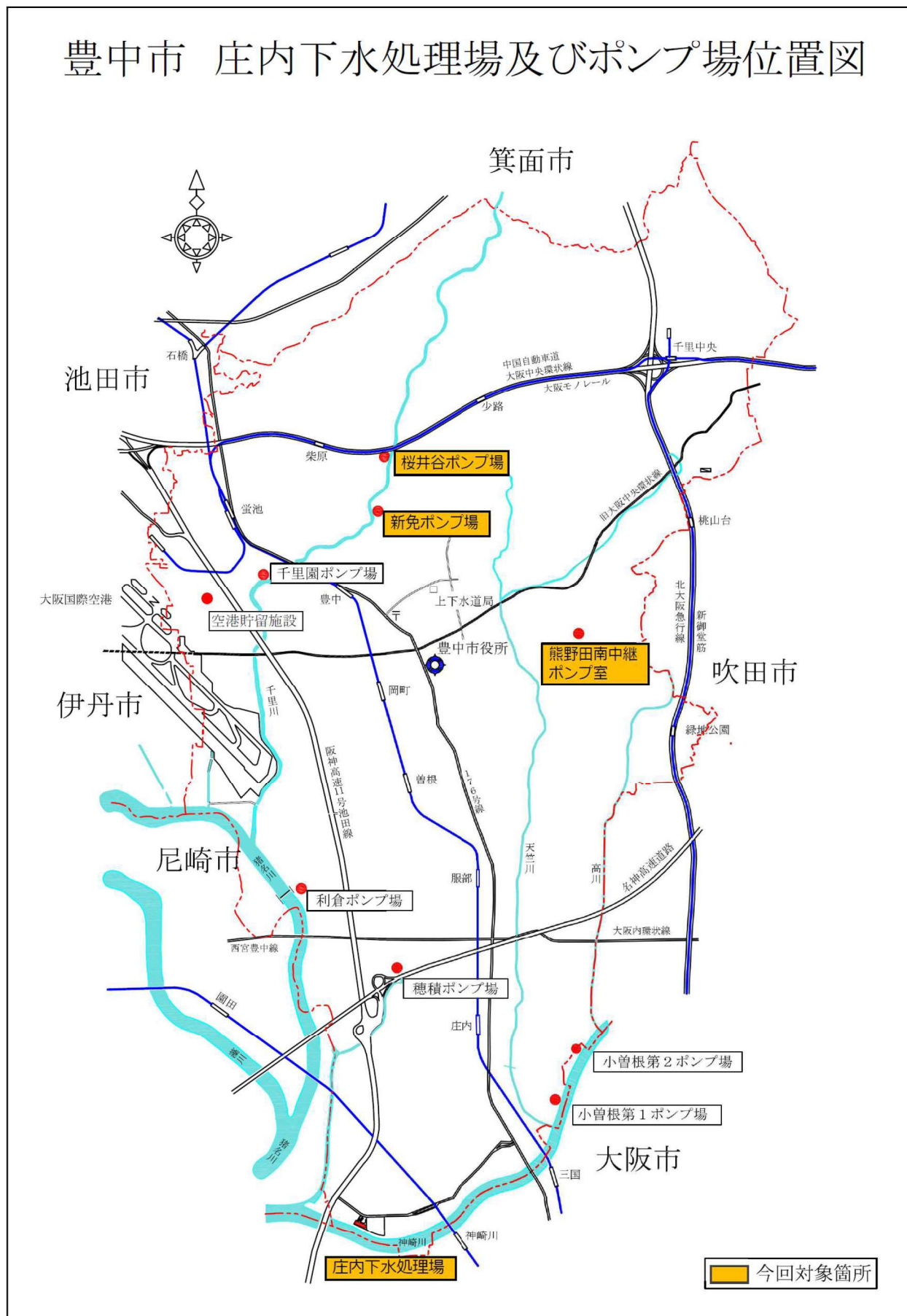
項目	1号 規制	2号 規制	排出口 ^{*1}	敷地境界 ^{*2}	検体数
アンモニア	○			1	1
メチルメルカプタン	○			1	1
硫化水素	○			1	1
硫化メチル	○			1	1
二硫化メチル	○			1	1
計				5	5

測定月：8月または9月の晴天日（年1回）

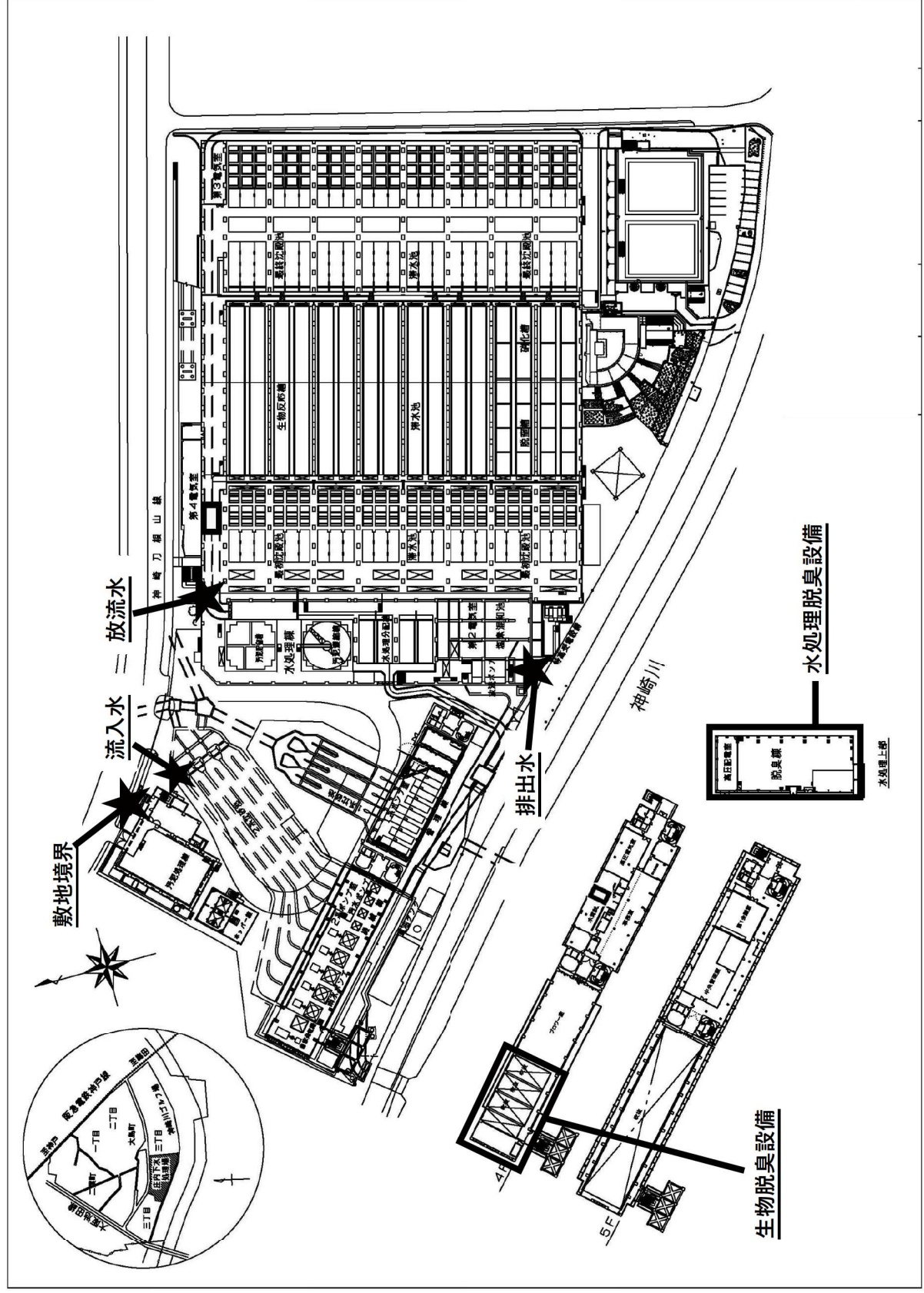
*1) 測定箇所の詳細は別紙5 参照

*2) 敷地境界付近には電源がないため、受注者が電源を用意すること。

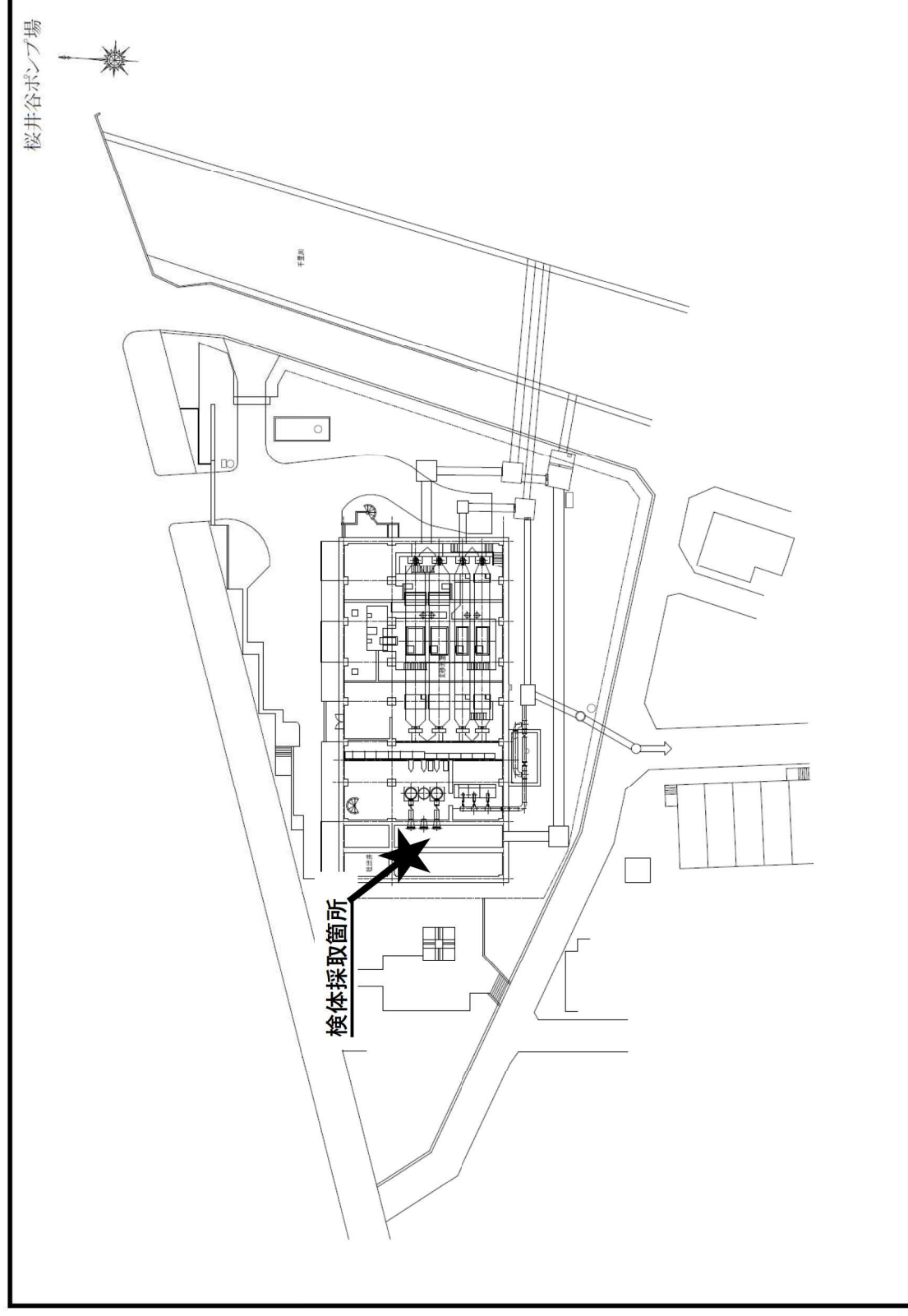
(別紙4) 庄内下水処理場及びポンプ場位置図



(別紙 5) 庄内下水処理場 一般平面図



桜井谷ポンプ場 一般平面図

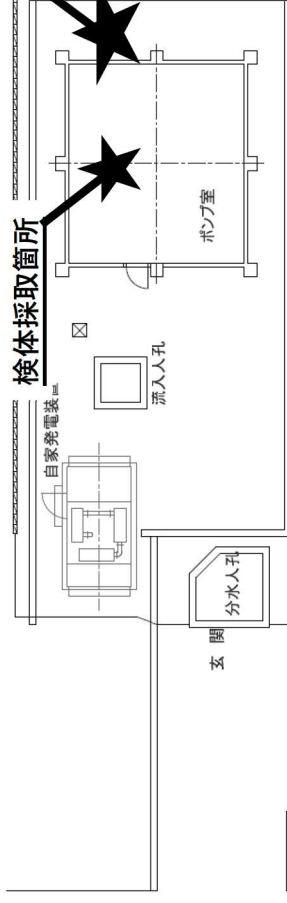


新免ポンプ場 一般平面図

新免ポンプ場



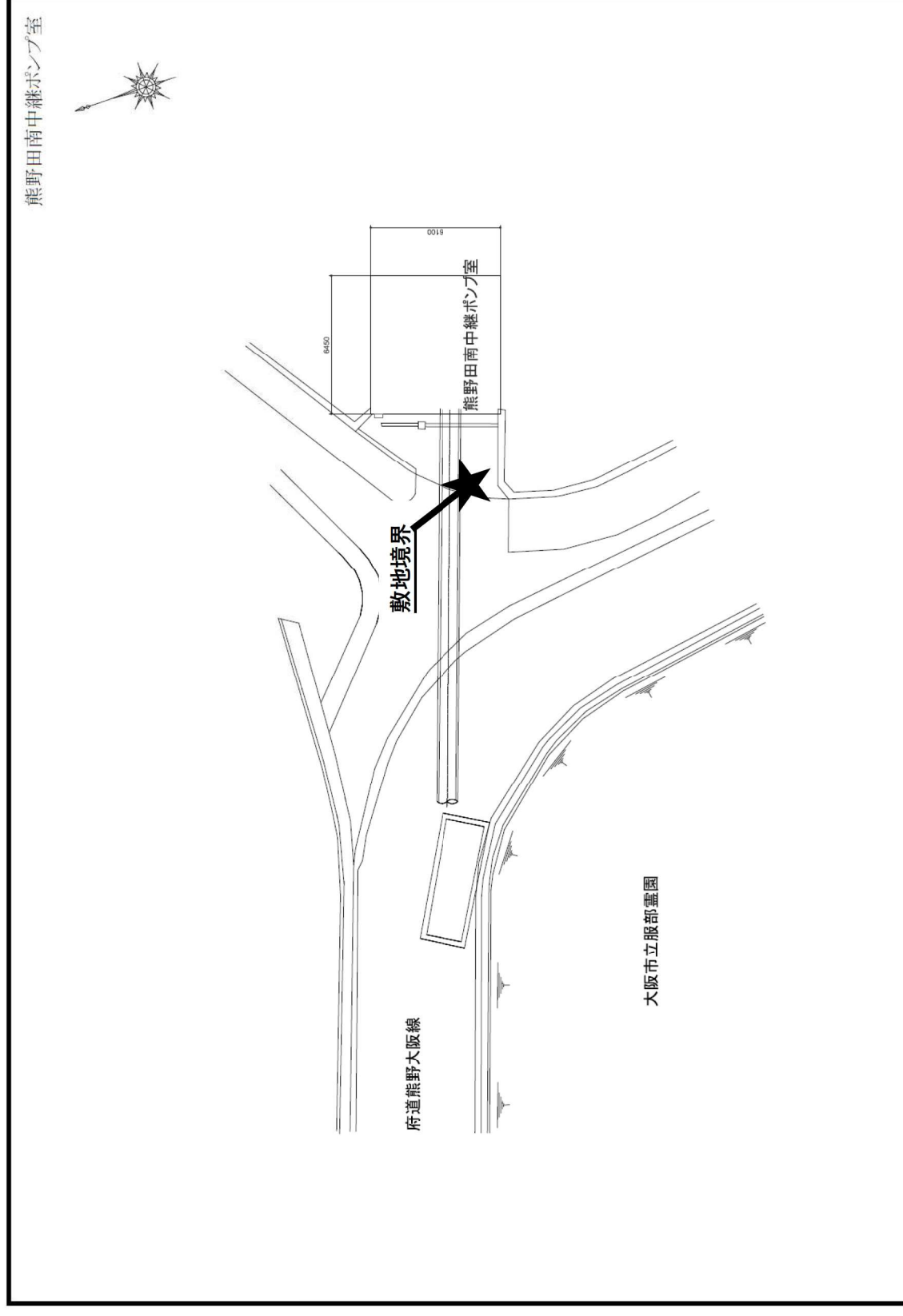
ガス流量採取箇所



検体採取箇所

道路

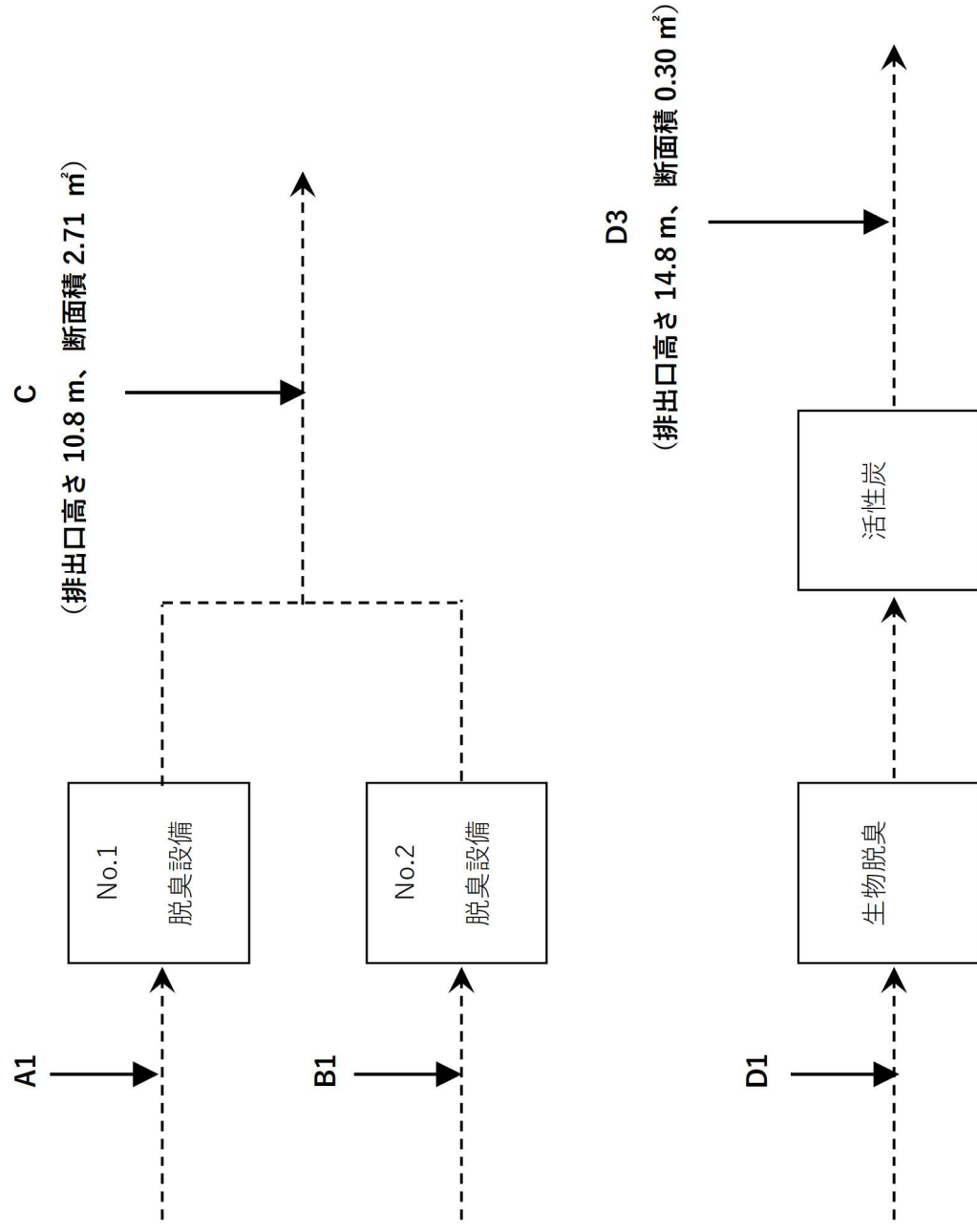
熊野田南中継ポンプ室 一般平面図



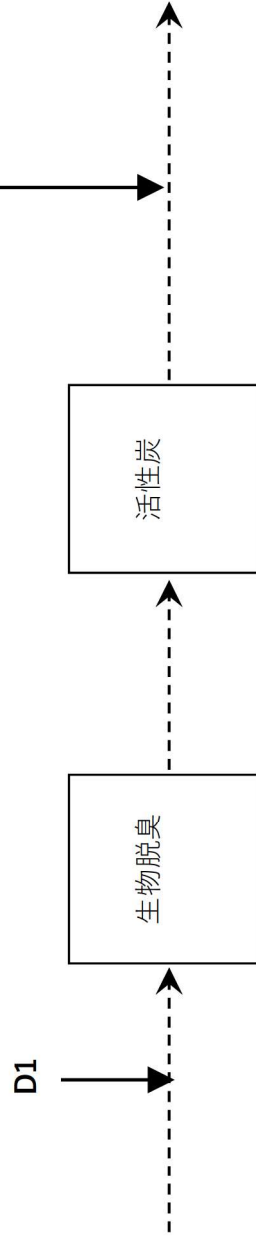
(別紙 6) 臭気物質測定箇所詳細

庄内下水処理場

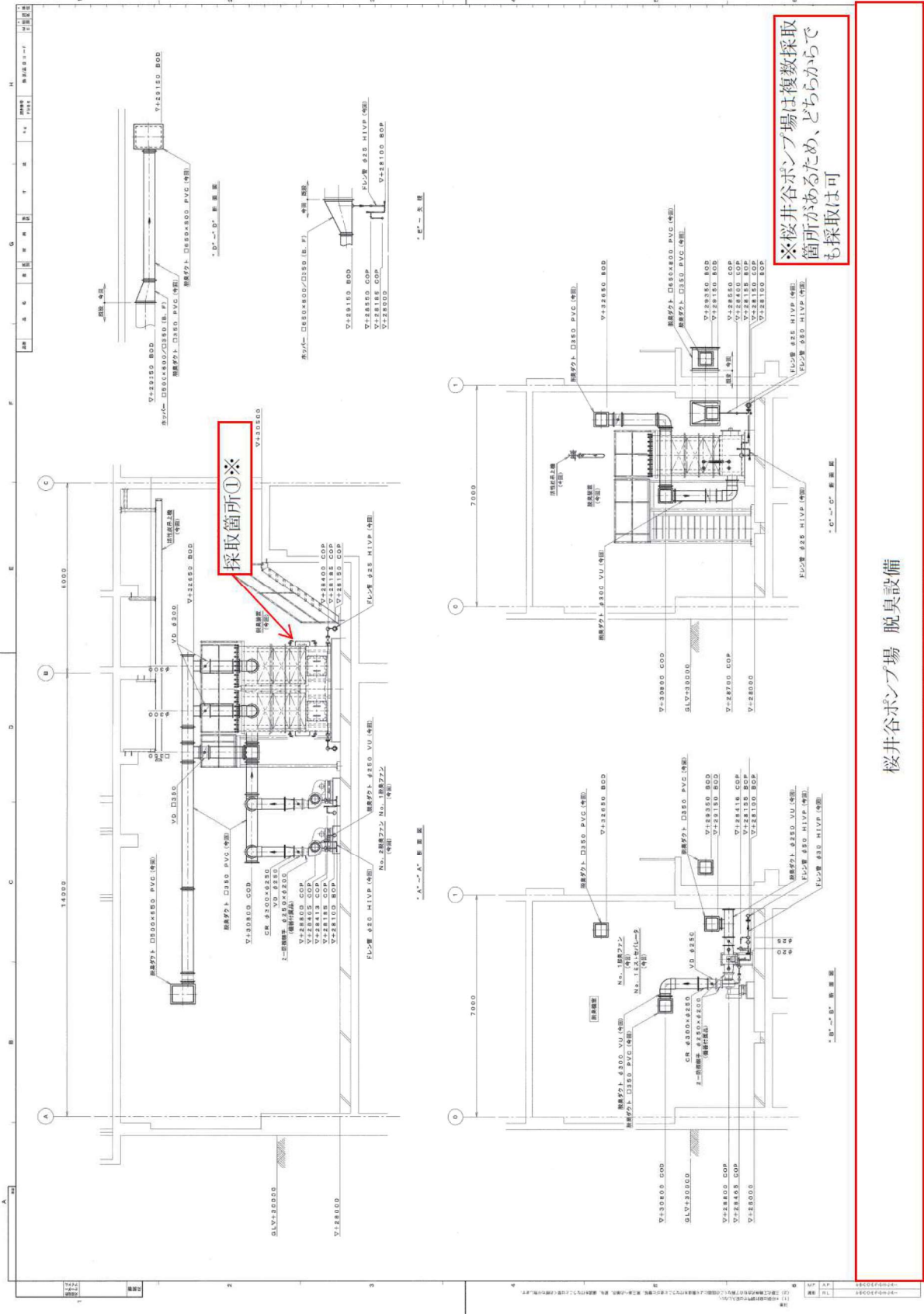
○水処理脱臭設備



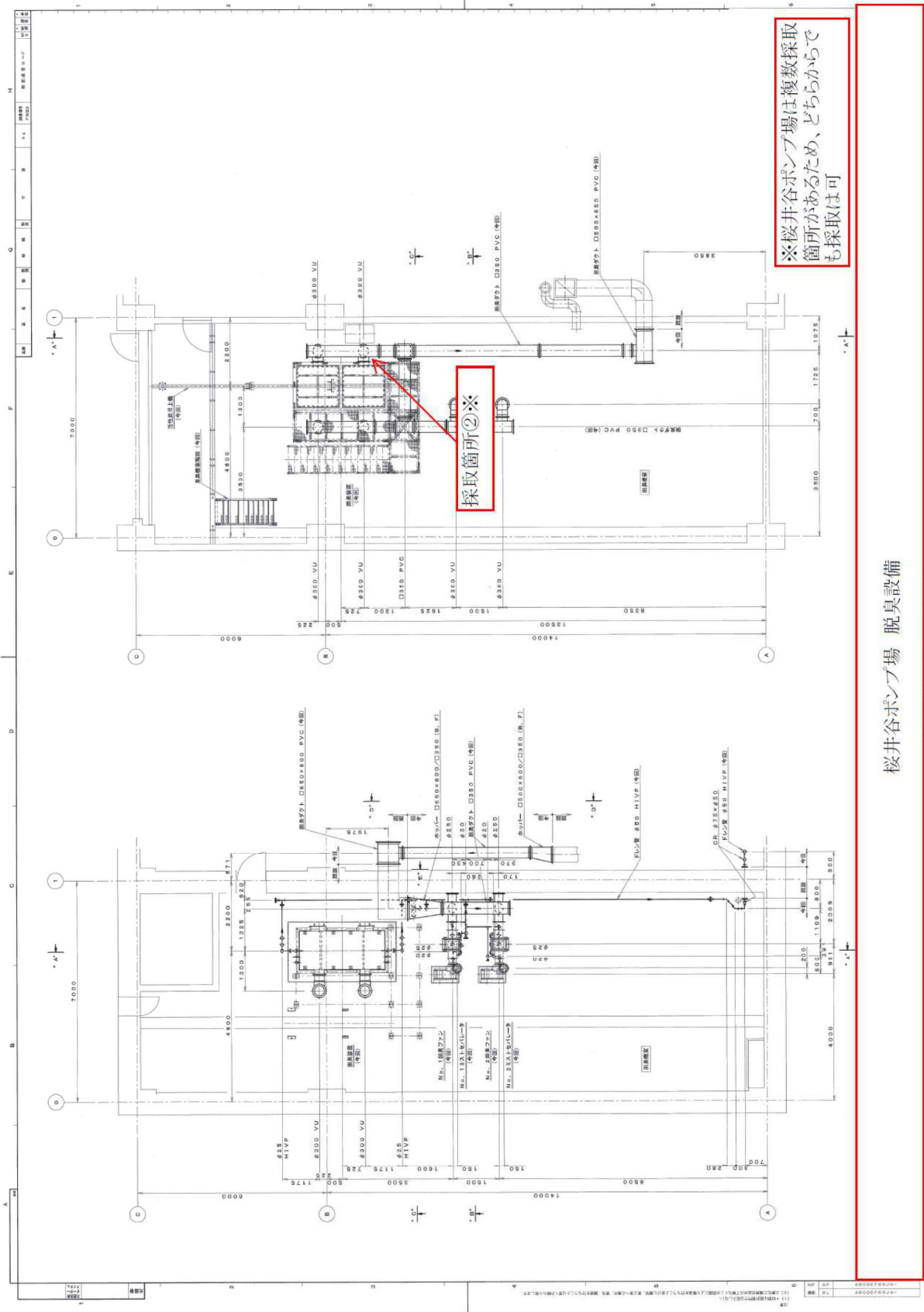
○生物脱臭設備



桜井谷ポンプ場

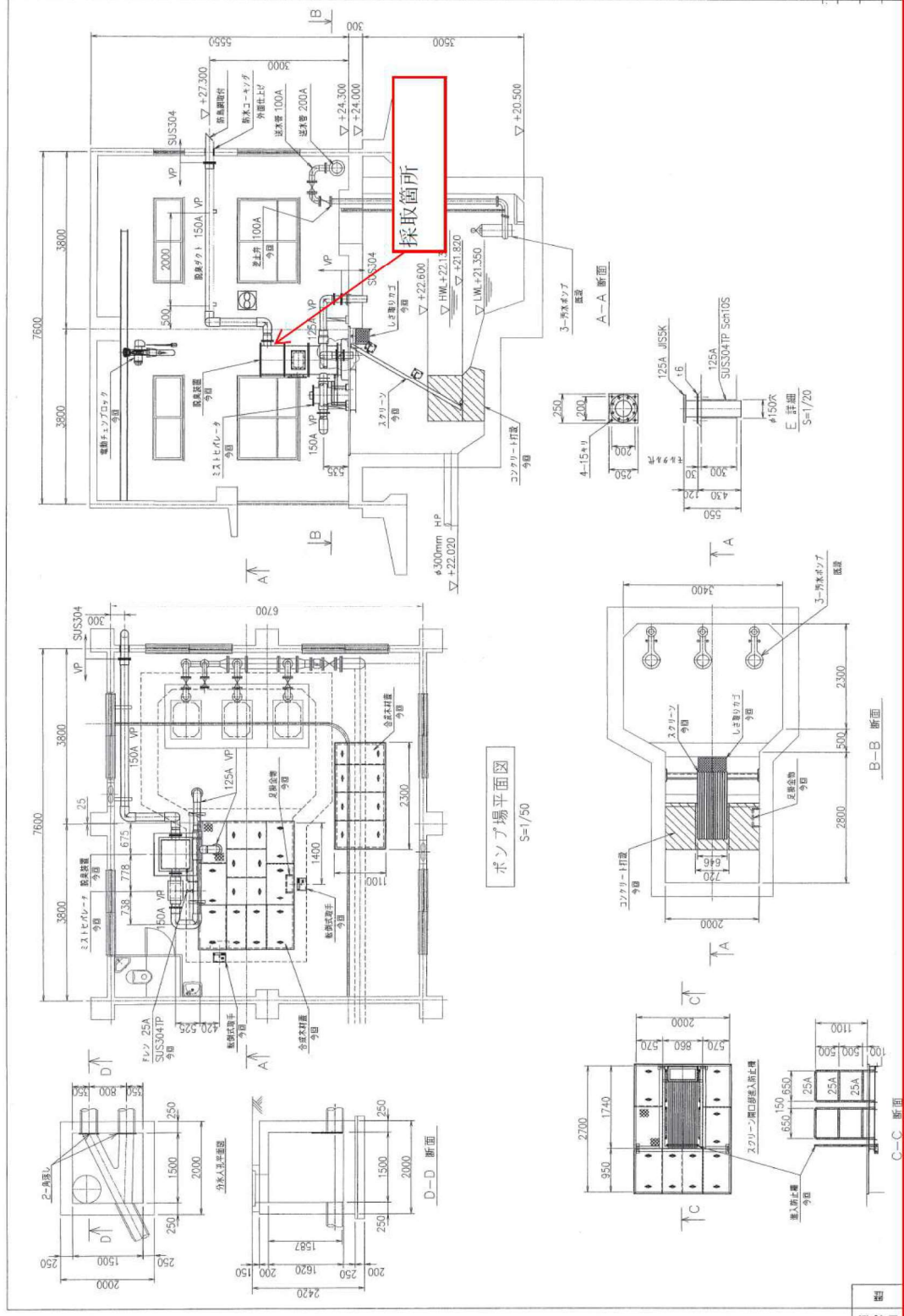


桜井谷ポンプ場 脱臭設備



桜井谷ポンプ場 脱臭設備

新免ポンプ場



新免ポンプ場 脱臭設備

(別紙 7) 定量下限値一覧

排水水等

項目	単位	定量下限値
有機りん化合物	mg/L	0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005
チウラム	mg/L	0.0006
シマジン	mg/L	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.002
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.0001
ノニルフェノール	mg/L	0.00006
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005

脱水汚泥及び洗浄沈砂

項目	単位	定量下限値	
		脱水汚泥	洗浄沈砂
熱灼減量	%	-	1
含水率	%	-	1
油分（ノルマルヘキサン抽出物）	%	-	0.1
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	※	-
有機りん化合物	mg/L	0.1	0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001
ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002	0.0002
1,2 - ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.0004
1,1 - ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.01
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	mg/L	0.04	-
1,2 - ジクロロエチレン	mg/L	-	0.004
1,1,1 - トリクロロエタン	mg/L	0.3	0.1
1,1,2 - トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.0006
1,3 - ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.0002
ベンゼン	mg/L	0.01	0.001
1,4 - ジオキサン	mg/L	0.05	-
チウラム	mg/L	0.006	0.0006
シマジン	mg/L	0.003	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02	0.002
クロロエチレン	mg/L	-	0.0002
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005	0.0005
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005	0.0001
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.009	0.0003
鉛又はその化合物	mg/L	0.03	0.001
六価クロム化合物	mg/L	0.15	0.005
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.03	0.001
セレン又はその化合物	mg/L	0.03	0.001
シアン化合物	mg/L	0.1	0.1

※ダイオキシン類と臭気物質については定量下限値を設定しないが、法の基準値と比較できるようにすること。